

平成24年6月4日(月)午後2時

連絡先

大阪府総合労働事務所
地域労政グループ 山本・堀
▽直通 06-6946-2605

平成24年夏季一時金要求・回答状況(速報第1報)

【速報集計・単純平均(1組合あたり平均)】

◇ 平均要求額	689,302円
◇ 平均回答額	593,802円
◇ 平均妥結額	584,117円

■ 大阪府総合労働事務所が、5月28日にまとめた府内の夏季一時金要求・回答・妥結状況(速報集計 第1報)は以下のとおりです。【単純平均(1組合あたり平均)】

(1) 要求・回答・妥結額

区分	平成24年 (第1報・5月28日集計)	平成23年 (第1報・5月30日集計)
要求	(307組合) 689,302円	(332組合) 731,281円
回答	(242組合) 593,802円	(276組合) 596,116円
うち、妥結	(181組合) 584,117円	(233組合) 602,676円

(2) 妥結額対前年比較集計

前年・今年ともに妥結額が明らかな142組合における妥結額対前年比

区分	平成24年	平成23年	対前年比 金額(率)
妥結	591,133円	593,665円	-2,532円(-0.4%)

※本比較集計の詳細分析については、最終分析報告にて発表します。

(3) 支給月数が算出可能(平均賃金が明らか)な147組合における妥結状況

区分	平均賃金	妥結額	支給月数
妥結	287,831円	609,723円	2.12か月

【今後の発表予定】	速報集計(第2報)	6月22日(金)
	最終分析報告	7月23日(月)

【速報第1報・産業／企業規模別集計(単純平均)】

1. 産業別要求・回答・妥結状況

平成24年夏季一時金		要求状況		回答状況		妥結状況	
全産業計		要求組合 (組合)	要求額 (円)	回答組合 (組合)	回答額 (円)	妥結組合 (組合)	妥結額 (円)
		307	689,302	242	593,802	181	584,117
製造業計		144	676,740	145	588,596	112	598,293
食料品・たばこ		1	x	2	x	2	x
繊維・衣服		2	x	1	x	1	x
木材・家具・装飾品							
パルプ・紙・紙加工品		1	x				
印刷・同関連		8	658,130	6	495,158		
化学		11	839,377	24	x	23	697,707
石油・石炭製品				3	725,964	3	725,964
プラスチック製品		3	630,396	3	400,219	1	x
ゴム、皮革製品							
窯業・土石製品		2	x	2	x	2	x
鉄鋼		22	641,133	19	558,486	11	538,203
非鉄金属		8	593,495	8	454,288	8	454,288
金属製品		19	615,734	13	515,077	7	544,428
機械器具		45	714,761	37	590,914	34	585,994
電子部品・デバイス		1	x				
電気機械器具		6	520,315	11	601,551	11	601,551
情報通信機械器具							
輸送用機械器具		13	683,234	11	666,841	4	731,285
その他の製造		2	x	5	502,325	5	502,325
非製造業計		163	700,400	97	601,584	69	561,107
農林水産業							
鉱業・採石・砂利							
建設業							
電気・ガス・熱供給・水道業							
情報通信業		5	906,175	21	968,095	13	762,303
うち、通信・放送				8	1,351,204	4	670,000
うち、情報サービス							
うち、情報制作(出版等)		5	906,175	13	732,335	9	803,327
運輸業・郵便業		128	710,152	57	491,158	48	510,246
うち、私鉄・バス等		2	x	8	x	8	705,395
うち、道路貨物輸送		104	703,543	41	427,378	34	441,693
うち、郵便業							
うち、その他		22	x	8	x	6	638,510
卸売・小売業		25	641,529	18	535,110	7	559,849
金融・保険、不動産、物品賃貸業		1	x				
うち、金融・保険業							
うち、不動産業							
うち、物品賃貸業		1	x				
学術研究、専門・技術サービス業							
飲食店、宿泊業							
生活関連サービス業、娯楽業							
医療、福祉、教育、学習支援業							
うち、教育・学習支援業							
うち、医療・福祉							
複合サービス業、サービス業		4	549,153	1	x	1	x
うち、複合サービス業							
うち、自動車整備・機械修理		1	x	1	x	1	x
うち、賃貸・広告業							
うち、その他		3	x				

※ 集計組合が1又は2の場合は、当該の個別情報を秘匿するために「x」で表示しています。

また、秘匿した数字が差引計算により判明する場合は、さらに他の箇所を「x」で表示しています。

なお、要求組合数が、回答・妥結組合数より少なくなっている業種がありますが、これは、夏季一時金を年末一時金と一括で要求する組合があり、要求額の内訳が把握できなかったこと等によるものです。

2. 企業(従業員)規模別回答・妥結状況

企業(従業員)規模	計	~299人	300~999人	1,000人~
回答	(242組合) 593,802円	(115組合) 520,414円	(58組合) 684,127円	(69組合) 640,191円
うち、妥結	(181組合) 584,117円	(93組合) 534,277円	(34組合) 599,007円	(54組合) 660,576円

単産別統一要求一覧

平成 24 年 5 月 28 日現在

単産名	要 求 内 容	要求提出日	回答指定日
電 機 連 合	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じた生計費の重要な構成要素となっていることから、安定的要素を確保した上で、産業・企業業績の成果反映要素を加味し、「年間5か月を中心」とする。 産別ミニマム基準は、年間4か月とする。 	2月16日まで	3月1日まで
U I ゼンセン同盟	<p>【正規労働者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間要求:4.8か月基準 期別要求:夏期2.4か月基準 <p>【非正規労働者】</p> <p>派遣社員・臨時・パートタイム労働者等の取り組みについては、正規労働者を基本に組合ごとに決定する。</p>	6月上旬まで	6月末日まで
J A M	<ul style="list-style-type: none"> 年間5か月基準または半期2.5か月基準の要求とする。 最低到達基準：年間4か月または半期2か月とする。 	5月31日	6月14日
自 動 車 総 連	<ul style="list-style-type: none"> 年間5か月を基準とし、最低でも昨年獲得実績以上とする。 	2月末日まで	3月14日
情 報 労 連	<ul style="list-style-type: none"> 生活水準を維持する観点から前年実績を確保し、さらなる上積みをめざすこととする。 	—	—
私 鉄 総 連	<ul style="list-style-type: none"> 2011年度各組合協定月数を要求する。 年間臨時給が削減された組合については、回復分を要求する。 年間5か月に満たない組合は5か月を要求する。 夏冬別途ではなく、年間協定とするよう要求する。 	2月14日	大手3月15日 中小3月19日
交 通 労 連	<ul style="list-style-type: none"> 年間臨時給として、賃金要求と同時要求・同時妥結を基本として取り組む。 賃金との相関を踏まえ、年収を維持・回復、向上させる要求とする。 <p><具体的要求額・月数は部会で策定（年間）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○トラック：1人平均100万円中心 ○軌道・バス：目標5か月以上、最低でも3か月以上 ○ハイヤー・タクシー：前年実績+6万円 ○自校・一般：6か月 (最低4か月以上を獲得目標とし、前年実績がこれを上回る組合の獲得目標は前年実績以上) 	原則2月末まで 遅くとも3月末までに提出	—
J E C 連 合	<ul style="list-style-type: none"> 昨年実績及び年間収入の視点を強めて、一時金の維持・改善を求める。 年間4か月の水準をミニマム基準とする。 	部会ごとに設定	部会ごとに設定
全 電 線	<ul style="list-style-type: none"> 年間要求:「生活保障部分(固定部分)」と「成果反映部分(変動部分)」の2つの要素に基づき要求。 平均方式:生活保障部分と成果反映部分を併せて5か月を中心。 最低保障方式:産別ミニマム基準として4か月。 	2月21日	大手3月14日 中小 3月15,16日
フ ー ド 連 合	<ul style="list-style-type: none"> 年間6か月を基本とし、最低でも年間4か月を確保する。 	単組ごとに設定	単組ごとに設定
電 力 総 連	<ul style="list-style-type: none"> 年間要求:「年間4か月を最低水準」とし、過去の妥結実績、企業業績、生産性向上や職場実態などを勘案して、4か月分に上積みを図った要求を行う。 	2月20日 (遅くとも3月末まで)	遅くとも4月末まで
運 輸 労 連	<ul style="list-style-type: none"> 年間要求:120万円以上(5か月以上) 夏季一時金:60万円以上(2.5か月以上) 	2月13日	3月15日
全 国 一 般 地 本	<ul style="list-style-type: none"> 基準内賃金の3か月以上 	単組ごとに設定	単組ごとに設定

単産名	要 求 内 容	要求提出日	回答指定日
基 幹 労 連	<ul style="list-style-type: none"> ・要求基準は、JCの「年間5か月分以上を基本」とすることを踏まえ、要求方式ごとに設定。 ・「金額」要求方式：生活を考慮した要素は120万円ないし130万円。成果を反映した要素は、40万円を基本に設定。 ・「金額+月数」要求方式：40万円+4か月を基本 ・「月数」要求方式：5か月を基本 ・業績連動型決定方式：中期ビジョンの考え方を踏まえる。 	第一次 2月10日 第2次 2月22日	第一次 3月14日 第2次 3月22日
印 刷 労 連	<ul style="list-style-type: none"> ・平均要求基準として年間で基準内賃金4か月を中心（季別の場合は夏季、年末とも2か月を中心） ・個別方式も同月数 	3月上旬～末日	4月末を目途
建 設 連 合	<ul style="list-style-type: none"> ・年間要求：4か月を基準 	3月22日	4月5日
サービス流通連合	<ul style="list-style-type: none"> ・単組ごとに設定 	単組ごとに設定	単組ごとに設定
J R 連 合	<ul style="list-style-type: none"> ・単組ごとに設定 	単組ごとに設定	単組ごとに設定
J R 総 連	<ul style="list-style-type: none"> ・単組ごとに設定 	単組ごとに設定	単組ごとに設定
紙パ連合関西地本	<ul style="list-style-type: none"> ・年間要求：基準賃金の5か月中心 ・期毎要求（夏季）：基準賃金の2.5か月中心 	2月29日	3月21日
紙パ連合関北地連	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季一時金72万円以上（3か月以上） 	2月29日	3月21日
航 空 連 合	<ul style="list-style-type: none"> ・年間一括協定を原則とする。 ・前年実績を上回る要求を行う。 ・有期雇用社員・パート労働者への処遇改善と適正な成果配分を求める。 	3月上旬	3月月内決着（回答）
化 学 一 般	<ul style="list-style-type: none"> ・2.5か月分を基準。 	3月2日	3月14日、21日、22日
全 印 総 連	<ul style="list-style-type: none"> ・誰でも最低でも基準内賃金の2か月分。これを実績でクリアしている組合は、基準内賃金の3.5か月分以上とする。 	3月1日	3月14日
建 交 労	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員一人平均90万円以上。 ・要求額は、各支部および業種別部会で決定。 	2月22日	3月7,14,21,28日
全国一般府本	<ul style="list-style-type: none"> ・3か月分以上とする。 	5月21日	5月31日
医 労 連	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季一時金の(2.5ヶ月+α)以上の保障。 ・臨時、パート職員の均等配偶。労使対等決定原則の厳守。 ・医療、介護、福祉労働者の「社会的役割にふさわしい賃金水準」の保障。 	5月末日まで	6月15日
生 協 労 連	<ul style="list-style-type: none"> ・正規社員、パート社員ともに「前年実績月数」以上確保 	2月下旬	3月中旬
J M I U	<ul style="list-style-type: none"> ・3か月以上 ・パートタイマー、契約社員も同月数。派遣労働者・請負労働者にも一時金を支給せよ。 	5月24日	6月5日
総評全国一般地連	<ul style="list-style-type: none"> ・最低限の生活条件が防衛、改善できる積極的な要求 	6月1日	6月8日
新 聞 労 連	<ul style="list-style-type: none"> ・前年冬要求実績額以上とする。 	5月31日まで	6月7,12～15,19～22日
全 港 湾	<ul style="list-style-type: none"> ・要求は、昨年実績を下回らないこととする。 ・各支部で要求方針を確立する。 	—	—
全 日 建 近 畿	<ul style="list-style-type: none"> ・年間250万円以上（一般業種、セメント、生コン） ・トラック支部は120万円 	春闘時	—
出 版 労 連	<ul style="list-style-type: none"> ・月例賃金の30割以上、47万円以上 ・雇用形態にかかわらず、勤続6か月以上の者には同率・同方式で、6か月未満の途中入社・退職者には月割りで支給 ・査定撤廃 	3月1日	3月14日
アルミ関連労協	<ul style="list-style-type: none"> ・単組ごとに設定 	単組ごとに設定	単組ごとに設定
全 倉 運	<ul style="list-style-type: none"> ・例月賃金の3か月分を基準 	6月初旬	6月中旬
民 放 労 連	<ul style="list-style-type: none"> ・半年収が少なくとも昨年実績を上回る額とする。 	2月29日	3月14日、4月11日
広 告 労 協	<ul style="list-style-type: none"> ・単組ごとに設定 	—	—
泉 州 労 連	<ul style="list-style-type: none"> ・2.3か月以上を要求 ・2012年春闘要求の積み残し要求 	6月4日	6月22日
大阪港湾労組	<ul style="list-style-type: none"> ・6月上旬までに要求方針を決定する 	6月中旬	6月下旬～7月

※「—」は統一した要求提出日及び回答指定日が設定されなかったこと等による。